

質問に対する回答

案件名称	御堂筋道路空間再編工事等に伴う工事監督総合支援業務委託
------	-----------------------------

番号	質問	回答
No.1	<p>質問一1 様式一3 業務実施体制書に記載する担当技術者を複数名記載する場合、すべての配置予定技術者に「規定業務」の履行実績が必要ですか</p> <p>質問一2 業務内容で【工事アドバイザー業務】、【基礎業務】とありますが、【基礎業務】で調査業務や印刷などの簡易な業務以外に主たる業務とならない業務はありますか。</p> <p>質問一3 配置技術者の業務実績&lt;担当者&gt;に「平成23年度以降に、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務の元請による業務において管理技術者又は担当技術者として履行した実績を有していること。」とありますが、以下の案件は業務実績として認められますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市と共同施工で行った区画整理事業における道路の監督業務及電線共同溝の設計業務</li> <li>・公共貢献等で大阪市から承認や協定に基づいて整備し、完成後大阪市に引継いだ道路や電線共同溝の監督業務及び電線共同溝の設計業務</li> </ul>	<p>質問一1 配置予定の担当技術者1名が規定業務の履行実績を有していることが条件となることから、全ての担当技術者が規定業務の履行実績を有している必要はありません。</p> <p>質問一2 技術提案説明書記載のとおりです。</p> <p>質問一3 配置予定技術者の業務実績は技術提案説明書に記載のとおりであり、質問に記載されている情報では、業務の発注元が不明確であるため、回答できません。</p>